第十九条の九第七項中「第十九条の七第二項」を「前条第二項」に改める。

第十九条の十一の二第一項中「同項第一号」を「同項」に改め、同条第二項中「第四十一条の十九の二第二項」を「第四十一条の十九の二第三項」に改め、同項第一号から第三号までを次のように改める。

一　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関（第十九条の十一の四第一項第一号において「登録住宅性能評価機関」という。）

二　建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関（第十九条の十一の四第一項第二号において「指定確認検査機関」という。）

三　建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限る。第十九条の十一の四第一項第三号において同じ。）

第十九条の十一の二第三項中「第四十一条の十九の二第二項」を「第四十一条の十九の二第三項」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十一条の十九の二第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その者の法第四十一条の十九の二第一項に規定する居住用の家屋が同項に規定する住宅耐震改修（以下この項及び次項において「住宅耐震改修」という。）をした家屋である旨

二　当該住宅耐震改修に係る施行令第二十六条の二十八の四第二項に規定する合計額

三　当該住宅耐震改修の費用に関し法第四十一条の十九の二第一項に規定する補助金等（以下この号及び次条第七項第三号において「補助金等」という。）の交付を受ける場合には、当該補助金等の額

四　当該住宅耐震改修に係る法第四十一条の十九の二第一項に規定する標準的費用額

五　当該住宅耐震改修に係る法第四十一条の十九の二第二項に規定する耐震改修工事限度額

六　当該住宅耐震改修をした年月日

第十九条の十一の三第六項中「第四十一条の十九の三第七項」を「第四十一条の十九の三第九項」に、「第五号」を「第三号」に、「第三項第三号又は第四号に掲げる」を「第五項に規定する」に改め、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「当該特定改修工事」を「当該高齢者等居住改修工事等又は当該一般断熱改修工事等」に、「第二十六条の二十八の五第三項第三号イ」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号中「法第四十一条の十九の三第一項第一号に掲げる工事」を「当該高齢者等居住改修工事等」に改め、同号を同項第三号とし、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第四十一条の十九の三第七項」を「第四十一条の十九の三第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　法第四十一条の十九の三第九項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その者の法第四十一条の十九の三第一項に規定する居住用の家屋が高齢者等居住改修工事等又は同条第七項に規定する一般断熱改修工事等（以下この項及び次項において「一般断熱改修工事等」という。）をした家屋である旨

二　当該高齢者等居住改修工事等又は当該一般断熱改修工事等に係る施行令第二十六条の二十八の五第一項又は第四項に規定する合計額

三　当該高齢者等居住改修工事等又は当該一般断熱改修工事等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の額

四　当該高齢者等居住改修工事等又は当該一般断熱改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第一項又は第三項に規定する標準的費用額

五　当該高齢者等居住改修工事等又は当該一般断熱改修工事等に係る法第四十一条の十九の三第二項に規定する改修工事限度額

六　当該高齢者等居住改修工事等又は当該一般断熱改修工事等をした年月日

第十九条の十一の三第三項及び第四項を削り、同条第二項中「第二十六条の二十八の五第十一項」を「第二十六条の二十八の五第十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第四十一条の十九の三第八項に規定する財務省令で定める場合は、その年分の所得税につき、同条第一項の規定の適用を受けようとする同項に規定する特定居住者（その適用を受けようとする同条第六項に規定する高齢者等居住改修工事等（以下この条において「高齢者等居住改修工事等」という。）について介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十六条第二項の規定の適用を受けた者に限る。）が、その年の前年以前三年内の各年分の所得税につき、法第四十一条の十九の三第一項の規定の適用を受けている場合とする。

第十九条の十一の三第一項中「第二十六条の二十八の五第九項」を「第二十六条の二十八の五第八項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　施行令第二十六条の二十八の五第十項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた設備は、同項に規定する国土交通大臣及び経済産業大臣が財務大臣と協議して指定する設備に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類により証明がされたものとする。

第十九条の十一の三に第一項として次の一項を加える。

施行令第二十六条の二十八の五第七項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた増築、改築、修繕又は模様替は、当該増築、改築、修繕又は模様替が同項に規定する増築、改築、修繕又は模様替に該当するものであることにつき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める同項に規定する増築、改築、修繕又は模様替に該当する旨を証する書類により証明がされたものとする。

（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十一の四　法第四十一条の十九の四第六項に規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者（居住者が新築又は取得（同条第一項に規定する取得をいう。第三項において同じ。）をした同条第一項に規定する認定住宅（以下この条において「認定住宅」という。）が法第四十一条第十項に規定する特定建築物に該当する家屋（第三項第三号において「特定建築物」という。）である場合には、第四号に掲げる者）とする。

一　登録住宅性能評価機関

二　指定確認検査機関

三　建築士

四　認定住宅に該当する家屋の所在地の市町村長又は特別区の区長

2　法第四十一条の十九の四第六項に規定する財務省令で定める事項は、その者のその居住の用に供する家屋が認定住宅に該当する家屋である旨とする。

3　法第四十一条の十九の四第六項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一　その者のその居住の用に供する家屋が法第四十一条第十項に規定する認定長期優良住宅（以下この号において「認定長期優良住宅」という。）である場合　次に掲げる書類

イ　第十八条の二十一第十二項第一号に掲げる書類

ロ　その者の認定長期優良住宅の登記事項証明書、認定長期優良住宅の新築の工事の請負契約書の写し、認定長期優良住宅で建築後使用されたことのないものの取得に係る売買契約書の写しその他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類

(1)　当該認定長期優良住宅の新築又は取得をしたこと。

(2)　当該認定長期優良住宅の新築又は取得をした年月日